

市税条例を改正しました

問合せ 税務課市民税係

地方税法の改正とともに市税条例を改正しました。主な改正点は次のとおりです。地方税法、県民税の内容を含みます。

主な改正点

●個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除については、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額と所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額（控除限度額）のいずれか低い額を控除する制度です。適用期限が現行の平成29年12月31日までから31年6月30日までに延長しました。また、26年4月1日～31年6月30日に入居し、かつ住宅取得などに係る額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%である場合、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の7%となります（上限136,500円）。

●寄附金税額控除の改正

・寄附金額の拡充

2,000円を除く全額が控除されるふるさと納税（寄附）枠が、現行の約2倍に拡充されました。（27年1月1日以降の寄附分から適用）

・手続きの簡素化

確定申告が不要な給与所得者などについて、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で申告を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金税額控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。
※27年4月1日以降のふるさと納税から適用されます。

市県民税の減免

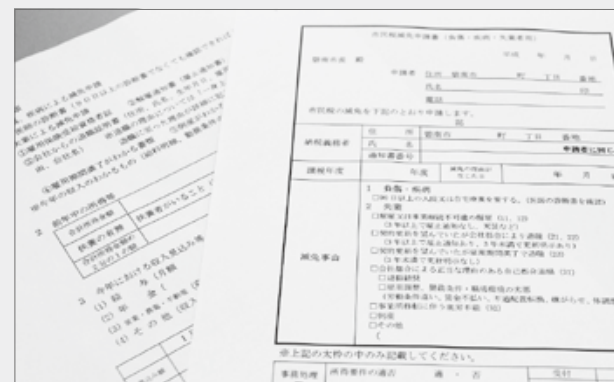
問合せ 税務課市民税係

次の条件に該当する人は平成27年度市県民税が減免されます。

対象

- ①27年1月1日以降に死亡した納税義務者のうち26年中の合計所得金額が500万円以下の人
- ②26年中の合計所得金額が500万円以下で控除対象配偶者または扶養親族がいる人で、27年中の合計所得金額見込みが26年中の合計所得金額の2分の1以下になると認められる①～③いずれかに該当する人
- ③26年12月31日時点で勤務学生で①～③すべてに該当する人

①自己の勤労に基づく給与所得などがある②合計所得金額が65万円以下③合計所得金額のうち給与所得など以外の所得が10万円以下
※勤務学生の対象となる学校などについてはお問い合わせください。



減免額 27年度に課税された納期限未到来かつ未納分のうち①全額②所得割額の2分の1 ③全額
必要書類 ②①医師の診断書②雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など③倒産の分かる書類など③26年12月31日時点で学生であることを証明する書類
申込み 印鑑と必要書類を税務課市民税係
ご注意

減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で未納分に限りです。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、納期限前かつ納付前までに必ず申請をお願いします。

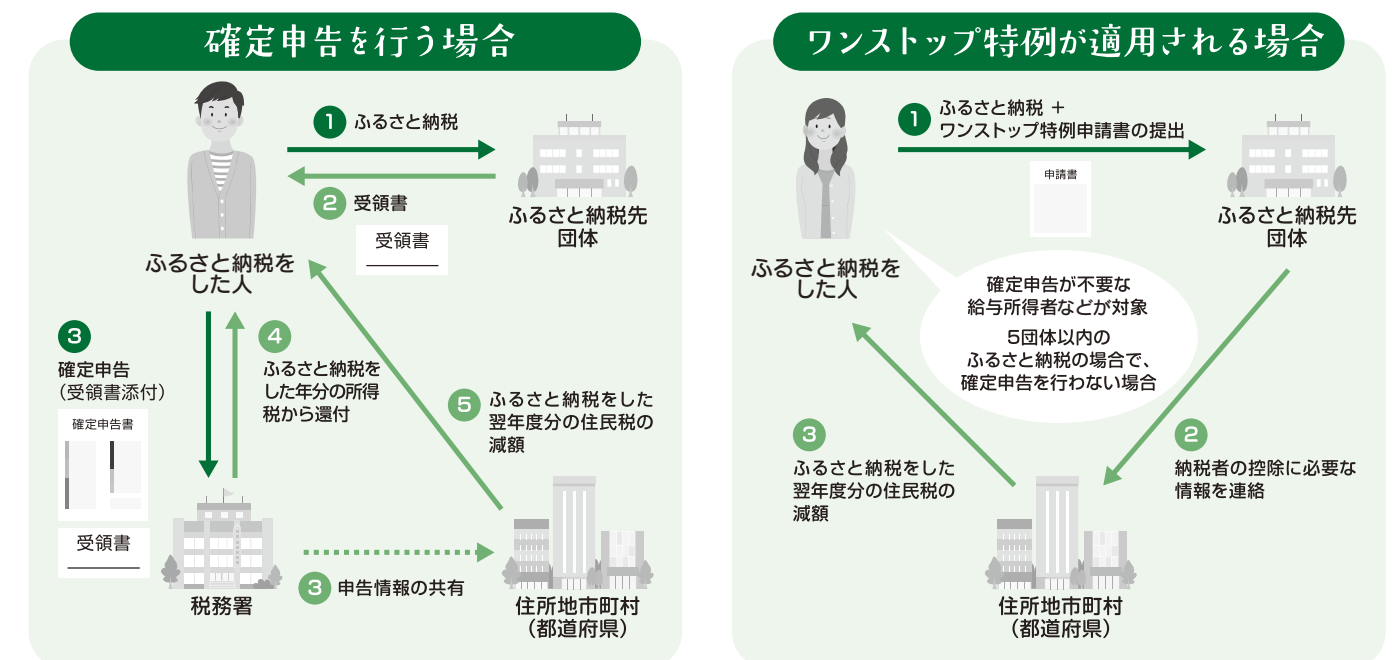
ふるさと納税枠（控除上限額）が拡大されました



年収	全額※控除される ふるさと納税枠の目安 ※2,000円を除く	
	拡充前	拡充後
300万円	12,000円 ➡	23,000円
500万円	30,000円 ➡	59,000円
700万円	55,000円 ➡	108,000円

給与所得者、夫婦()の場合
(*)ふるさと納税をした人の配偶者に収入がなく、控除対象扶養親族がいない場合です。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設で、手続きが簡素化されました



ご注意

- ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、申請書に記入のうえ、ふるさと納税をする際に、ふるさと納税先団体へ提出することが必要です。
- 転居による住所変更など申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、変更届出書をふるさと納税先団体へ提出することが必要です。
- 5団体を超える自治体へふるさと納税をした人または、確定申告を行う人が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
- ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税をした翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます）。